

第4節 効果的な応急活動のための事前対策

第1項 災害応急体制の整備

第2項 情報管理体制の整備

第3項 広報・広聴体制の整備

第4項 二次災害防止体制の整備

第5項 救出救助体制の整備

第6項 避難活動体制の整備

第7項 交通・輸送体制の整備

第8項 医療救護体制の整備

第9項 災害時要援護者安全確保体制の整備

第10項 災害ボランティアの活動環境等の整備

第11項 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第12項 住宅の確保体制の整備

第13項 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備

第14項 保健衛生・防疫体制の整備

第1項 災害応急体制の整備

《 基本方針 》

非常参集体制の整備、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携体制の確立を推進する。

《 計画目標 》

1. 防災中枢機能等の確保・充実

震災後に避難場所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

2. 防災拠点施設の確保・充実

市（消防機関）は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。その際、施設の耐震・耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できるよう配慮する。

3. 災害対策本部体制の整備

市及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

(1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の整備

防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

(3) 初動体制の確立

参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(4) 職員の動員配備対策の充実

地震災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。また業務継続計画書の策定整備をおこない、それに基づいた拠点動員配備をおこなう。

1) 家庭における安全確保

対策職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

2) 災害対策職員用通信手段の確保

市災対本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

3) 災害対応初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等については必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(5) 登庁までの協議体制の整備

市及び県は、勤務時間外に地震が発生した場合、本部長等の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。そのため、迅速・確実な連絡が可能なように本部長等幹部職員に携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進する。

(6) 災害対策本部室等の整備

市、県及び関係機関は、業務継続計画書及び以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

- 1) 災害対策本部の代替施設
大規模地震により本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設。
- 2) 耐震性を備えた自家発電機
- 3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- 4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- 5) 応急対策用地図

4. 応援協力体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より体制を整備しておくものとする。

(1) 市町村間の相互協力体制の整備

市町村間の相互協力体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第15節「広域応援体制整備計画」第1項「市町村間の相互協力体制の整備」に準ずる。

(2) 市と自衛隊との連携体制

市と自衛隊との連携体制については、一般災害対策編 第2章 第15節「広域応援体制整備計画」第2項「県、市と自衛隊との連携体制」に準ずる。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関の相互協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

また、市及び県等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

5. 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実に推進する。

- 1) 救急・救助体制の充実
- 2) 初動医療体制の確立
- 3) 医療支援体制の確立
- 4) 災害医療情報通信ネットワークの整備

(2) 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

1) 交通ネットワークの整備

- ア. 骨格的な幹線道路の整備については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害予防計画」第1項「道路整備計画」に準ずる。
- イ. 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害予防計画」第1項「道路整備計画」に準ずる。
- ウ. 防災上重要な道路改良の実施については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害予防計画」第1項「道路整備計画」に準ずる。
- エ. 橋梁等の安全対策の実施については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害

予防計画」第1項「道路整備計画」に準ずる。

オ. 鉄道施設の改良強化については、一般災害対策編 第2章 第10節 「交通施設災害予防計画」第4項「鉄道施設」に準ずる。

カ. 災害時用臨時ヘリポートの整備については、一般災害対策編 第2章 第11節 「交通施設災害予防計画」第3項「災害時臨時ヘリポートの整備」に準ずる。

2) 輸送対策

ア. 陸上輸送の整備

車両の活用、物資調達業者または民間運送業者への輸送協力要請

イ. 航空輸送の整備

災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

6. 災害救助法等の運用体制の整備

(1) 災害救助法等への習熟

1) 趣旨

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、担当者は、日頃から災害救助法等を習熟しておくとともに、マニュアルを整備しておく。

2) 災害救助法等の運用への習熟

ア. 災害救助法運用要領への習熟

市及び県は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ. 災害救助実務

研修会等担当者は、自己研鑽等により、県が行う災害救助法実務研修会に充分習熟しておく。

ウ. 必要資料の整備

市及び県は、「災害救助の実務」（厚生労働監修）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

3) 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導・支援を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

7. 装備資機材等の整備充実

装備資機材等の整備充実については、一般災害対策編 第2章 第11節 「交通施設災害予防計画」第4項「装備資機材等の整備充実」に準ずる。

8. 備蓄物資の整備

備蓄物資の性格に応じ、市、その他関係機関、住民、企業等との役割分担を考慮するとともに、他市町村等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

備蓄物資の整備については、一般災害対策編 第2章 第12節「災害備蓄物資等整備計画」に準ずる。

第2項 情報管理体制の整備

《 計画目標 》

1. 地震観測体制の強化

市は、気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

2. 被害情報等の収集管理体制の整備

(1) 情報の収集連絡体制の整備

市は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

またその際、夜間・休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

1) 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させることを必要とする。

ア. 要救出現場数

イ. 出火件数

ウ. 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

2) 市及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備する。

ア. 参集職員からの被害情報の集約体制の整備

イ. 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備

ウ. 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

3. 情報通信施設等の整備

市及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。

(1) 無線通信施設の整備

1) 市防災行政無線

市防災行政無線については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

2) 防災相互通信用無線の整備

防災相互通信用無線の整備については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

3) 県の無線通信設備

ア. 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク（防災危機管理局）

福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、途絶やふくそうが発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

(2) 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

(3) 各種防災情報システムの整備

各種防災情報システムの整備については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

第3項 広報・広聴体制の整備

《 基本方針 》

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。

《 計画目標 》

1. 被災者への的確な情報伝達体制の整備

関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報にあたる。

(1) 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(2) 市、県、放送事業者及びライフライン関係機関等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

(3) 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うにあたっては、他の関係機関との連携を図りながら実施することを必要とする。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等の整備計画」第2項「情報通信施設等の整備」に準ずる。

第4項 二次災害防止体制の整備

《 基本方針 》

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成に努める。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

《 計画目標 》

1. 震災消防体制の整備

(1) 消防施設等の耐震化

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を推進する。

- (2) 消防水利の強化
 - 1) 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
 - 2) 市は、消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。
- (3) 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化
 - 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- (4) 市町村相互の応援体制の強化
 - 市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し協定を結び、相互に応援するように努める。
- (5) 火災予防査察の強化
 - 市は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。
- (6) 一般家庭に対する啓発
 - 市は、一般家庭に対し地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。
- (7) 震災消防体制の整備については、上記の他、一般災害対策編 第2章 第4節「火災予防計画」に準ずる。

2. 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

- (1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備
 - 市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員OBなど）の登録等を推進する。
- (2) 建築物応急危険度判定体制の整備
 - 市及び県は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、応急危険度判定士の登録の推進、被災時の判定連絡網の確保に努める。
- (3) 被災宅地危険度判定体制の整備
 - 市及び県は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡支援体制の確保に努める。

第5項 救出救助体制の整備

《 基本方針 》

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

《 計画目標 》

1. 救出救助体制の整備

(1) 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における家屋の倒壊による被災者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 消防機関における救出救助体制の整備

市及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

2. 救出用資機材の整備

市及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

4. 災害時要援護者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの老人や身体の不自由な災害時要援護者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5. 関係機関との連携体制の整備

市及び県は、医療行為を行う医療機関との一貫性ある救出救助体制を整備する。

第6項 避難活動体制の整備

《 基本方針 》

市は、災害時に住民等が安全・的確に避難行動・活動を行いうるよう、平常時から必要な体制を整備しておく。

《 計画目標 》

1. 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

市は、一般災害対策編 第3章 第9節「避難計画」に示す活動方法・内容について習熟する。この場合、特に以下の点に留意する。

(1) 避難誘導計画の作成と訓練

市は、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行い、指定した避難所を日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

(2) 災害時要援護者に対する避難誘導体制の整備

市は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

2. 避難場所・避難所の整備及び周知

(1) 避難場所・避難所等の住民への周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の避難場所・避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われたり、情報連絡に支障を来したといわれている。そのため、市は、避難場所・避難所等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

- 1) 市の広報誌、HP
- 2) 案内板等の設置
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難場所・避難所案内図
 - ウ. 避難場所・避難所表示板（設置済）
- 3) 防災訓練
- 4) 防災啓発パンフレットの作成、配布

第7項 交通・輸送体制の整備

《 基本方針 》

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

《 計画目標 》

1. 緊急輸送体制の整備

(1) 輸送施設・輸送拠点の整備

市及び県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握する。

また、市、県及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、上記の輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2) 緊急輸送道路の啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送道路での障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第8項 医療救護体制の整備

《 基本方針 》

市、県及び関係機関は、災害により医療機関の機能が停止し、または著しく不足若しくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施する体制を整備する。

市及び医療行為を行う医療機関等は、発災時における救助・救急・医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、一貫性ある救出救助体制の整備、通信手段の確保等を図るものとする。

市は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、(社)筑紫医師会の協力のもと応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定する等、災害発生時における救急医療体制の充実に努める。また、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、その計画を作成するよう努める。

《 計画目標 》

(1) 緊急輸送道路の啓開体制の整備

市は、一般災害対策編 第3章 第14節「医療救護計画」に示す活動方法・内容について習熟する。

2. 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等整備計画」第5項「医療救護体制の確立」に準ずる。

第9項 災害時要援護者安全確保体制の整備

《 基本方針 》

高齢者、乳幼児、傷病者、障害者、外国人等、若人や健常者等に比較すると災害に対応する能力が弱い者（以下「要援護者」という。）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

このため、高齢化社会や国際化社会の急速な進展を迎え、要援護者を入所させている社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要援護者の安全確保に一層努めるものとする。

《 計画目標 》

1. 留意点

留意点については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」に準ずる。

2. 社会福祉施設、病院等の対策

(1) 組織体制の整備

組織体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第2項「社会福祉施設、病院等の対策」に準ずる。

(2) 防災設備等の整備

防災設備等の整備については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第2項「社会福祉施設、病院等の対策」に準ずる。

(3) 災害時要援護者を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、災害時要援護者自身の災害対応能力及び、社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3. 在宅要援護者対策

(1) 組織体制の整備

組織体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第3項「在宅要援護者対策」に準ずる。

(2) 防災設備等の整備

防災設備等の整備については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第3項「在宅要援護者対策」に準ずる。

(3) 災害時要援護者を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、災害時要援護者自身の災害対応能力及び在宅要援護者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

4. 災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施

(1) 災害時要援護者に対する防災教育・訓練の実施

災害時要援護者に対する防災教育・訓練の実施については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第4項「災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施」に準ずる。

(2) 外国人に対する防災教育・訓練の実施

外国人に対する防災教育・訓練の実施については、一般災害対策編 第2章 第16節「災害時要援護者安全確保体制整備計画」第4項「災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施」に準ずる。

第10項 災害ボランティアの活動環境等の整備

《 基本方針 》

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市、県等防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。

このような状況において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

《 計画目標 》

1. 災害ボランティアの受入体制の整備

市は、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活動計画」に示す活動方法・内容について習熟する。

- (1) 市は防災計画において、社会福祉協議会及びボランティア団体と協議し、震災時の防災ボランティアの受入れに関する実施計画、ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティアセンター（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、センター運営マニュアルを作成するなど、ボランティアの円滑な受入れやその体制について検討する。

2. 災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援

- (1) 市は、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- (2) 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。

第11項 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

《 基本方針 》

市及び県は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄、または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

《 計画目標 》

1. 給水体制の整備

- (1) 震災時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市及び水道事業者は、平常時から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備する。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第2章 第11節「防災施設、資機材等整備計画」第6項「給水体制の確立」に準ずる。

2. 食糧供給体制の整備

市、県及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食糧の供給体制を整備する。

- (1) 給食用施設・資機材の耐震化と整備
 - 1) 市は、避難所となる小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図る。
 - 2) 市は、野外炊飯に備えて炊飯器具類を避難所等備蓄施設に整備する。
- (2) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上
 - 1) 住民等に対し、2～3日分の食糧、生活必需品等の自主的確保を指導する。
 - 2) 在宅の災害時要援護者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

上記以外の項目については、一般災害対策編 第2章 第12節「災害備蓄物資等整備計画」第1項「備蓄物資の整備」に準ずる。

3. 生活必需品等供給体制の整備

生活必需品等供給体制の整備については、一般災害対策編 第2章 第12節「災害備蓄物資等整備計画」第1項「備蓄物資の整備」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

- (1) 生活物資の備蓄

被害想定等を考慮して、備蓄計画を作成する。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の災害時要援護者を重視する。
- (2) 在宅の災害時要援護者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第12項 住宅の確保体制の整備

《 基本方針 》

被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

《 計画目標 》

1. 空家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供に努める。

2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

- (1) 市は、応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備に努める。
- (2) プレハブ建築協会や企業等と連携を図りつつ応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。
また、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

第13項 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備

《 基本方針 》

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）、し尿、震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）を適正に処理する体制を整備する。

《 計画目標 》

1. ごみ処理体制の整備

- (1) ごみ処理要領への習熟と体制の整備
市は、一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第2項「清掃対策」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。
- (2) ごみの仮置場の選定
災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は次のとおりとする。
 - 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
 - 2) 境衛生に支障がないこと。
 - 3) 搬入に便利なこと。
 - 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2. し尿処理体制の整備

- (1) し尿処理要領への習熟と体制の整備
市は、一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第2項「清掃対策」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。
- (2) 素掘用資材の整備
市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設

トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(3) し尿処理施設の整備

市は、し尿処理施設・汚水処理施設・汚水管の耐震性を診断し、補強等を行う。

なお、現在国土交通省で策定した「下水道耐震診断指針」に基づき、下水道台帳の整備、本格的な下水道施設の耐震診断を進める。

3. がれき処理体制の整備

(1) がれきの処理要領への習熟と体制の整備

一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第2項「清掃対策」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) がれきの仮置場の選定

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- 2) 環境衛生に支障がないこと。
- 3) 搬入に便利なこと。
- 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(3) 応援協力体制の整備

市は、がれき処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

第14項 保健衛生・防疫体制の整備

《 基本方針 》

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

《 計画目標 》

1. 保健衛生・防疫活動要領への習熟

一般災害対策編 第3章 第20節「防疫、清掃、食品衛生監視計画」第1項「防疫対策」に示す活動方法・内容に習熟する。

2. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

3. 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。

また、児童及び生徒に対し常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導する。